

栃木県立がんセンター公的研究費不正使用防止計画

1 目的

栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)における公的研究費の不正使用(以下「不正使用」という)を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制の構築を図るため、不正使用防止計画を策定する。

2 機関内の責任体系の明確化

(1) 最高管理責任者

がんセンター全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者

がんセンターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてがんセンター全体を統括する実質的な責任を負う者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

研究所内の公的研究費の運営及び管理について責任を負い、権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究所長をもって充てる。

3 環境整備

(1) 公的研究費の使用ルールの整備、研究費等に係るQ&A等の作成

がんセンター内電子掲示板により、研究者、その補助者及び事務職員等に対して公的研究費の使用ルールの周知するとともにその啓発を図る。

(2) 相談体制の整備

研究所又は事務局において公的研究費の使用ルールの相談を行うこととする。

(3) 情報提供の実施

(1) 及び (2) に関する情報のほか、4に掲げる公的研究費の適正な管理に関する情報等を全研究者、その補助者及び事務職員等へ周知する。

(4) 年度当初資金の検討

年度当初の研究遂行に必要な謝金・賃金や物品費等を支払うために、研究者が自ら資金で立替えるのではなく、機関の資金により立替えを行える制度の確立に向け検討する。

4 公的研究費の適正な管理

(1) 公的研究費の計画的執行を検証できる体制

研究所又は事務局は、文書等で各研究者に年度末等の時期に予算執行が偏ることに

より十分な確認ができなくならないように、毎月執行状況を通知し、計画的に早期かつ適切な執行を行うよう周知する。

(2) 物品の検収

公的研究費による物品費の適正な執行を図るため、事務局に物品検収業務を行う検収担当員を配置する。

(3) 出張の確認

出張事実を効果的かつ効率的に確認するため、研究者から復命書の写し、学会の案内文・プログラム、航空機利用の領収書・搭乗券の半券等を提出させる。

(4) 謝金、賃金に係る業務実態等の確認

雇用事実を効率的かつ効果的に確認するため、研究補助の従事者から出勤簿、出務整理簿等を賃金支払い時に、直接、事務局に提出させる。

5 関係者の意識の向上

(1) 行動規範の策定

不正使用の防止に係る行動規範を策定し、研究者、その補助者及び事務職員に周知する。

(2) 研修会等の実施

不正使用の防止に係る研修会を開催する。

6 不正使用に対する調査及び懲戒

(1) 通報窓口の設置

不正使用に関する通報窓口は、公益通報者保護法に基づき設置されている窓口を積極的に活用する。

(2) 調査等について

不正使用が疑われる場合の調査、是正措置等に関する実施体制を整備する。

(3) 処分等について

不正使用が行われた場合、栃木県立がんセンターの懲戒処分の基準に基づき厳格に対応していく。

7 科学研究費補助金の運営・管理に対するモニタリング

研究を行う各部の研究者などと直接ヒアリングを行うなどにより、実際の研究費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに、がんセンター全体の視点から、実効性のある内部監査及びモニタリングを行う体制を整備する。

附 則

平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

2021年11月30日から施行する。